

# 電気通信事業紛争処理委員会（第108回）議事録

## 1 日時

平成22年7月8日(木) 午前10時から午前10時19分まで

## 2 場所

共用1101会議室（総務省11階）

## 3 出席者

### (1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、坂庭 好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢 木実（以上4名）

### (2) 特別委員

樋口 一夫（以上1名）

### (3) 事務局

田口 和也 事務局長、井上 知義 参事官、清水 智之 調査官、

植松 利紗 上席調査専門官

## 4 議題及び議事概要

### (1) 生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議【公開】

平成22年6月29日付け諮問第8号をもって総務大臣から諮問された事案について、審議の結果、協議の再開の命令をしないことは相当である旨の答申を決定した。

### (2) 「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について【公開】

事務局から「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について説明を受け、その後、意見交換を行った。

### (3) その他【公開】

次回会議の確認を行った。

## 4 議事内容

<開会【公開】>

【龍岡委員長】 おはようございます。ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第108回の会議を開催いたします。

本日は、4名の委員が出席しておられますので、定足数を満たしております。また、樋口特別委員にも御出席いただいております。

本日の会議は、すべて公開で開催いたします。

それでは議事に入ります。

## ＜議題（1）生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議【公開】＞

【龍岡委員長】 議題1は、生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議であります。本件は、本年6月29日付けで総務大臣から諮問を受け、その後、委員会において審議を行い、答申（案）を作成したものであります。

それでは、事務局から答申書の（案）を読み上げてください。

【清水調査官】 それでは、私から読み上げさせていただきます。

資料1に基づきまして、読み上げをいたします。

答申書、平成22年6月29日付け諮問第8号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「以下、ドコモという。」に対し、電気通信事業法、昭和59年法律第86号、「以下、法という。」第35条第1項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当である。

なお、電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、今後についても電気通信事業者において法第32条各号の該当性が慎重に判断され、接続拒否が安易に行われることがないようにすべきものであることを付言する。

次に、別紙でございますが、時間の関係もございますので、第1の「本件の経緯」については、読み上げの省略をさせていただき、ポイントとなります第2「検討」以降を読み上げさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【龍岡委員長】 よろしいですね。どうぞ。

【清水調査官】 それでは4ページ目を開いていただきたいと思います。

第2、検討、1、法第35条第1項の協議再開命令について。法第35条第1項においては、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、

又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てが合ったときは、法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始または再開を命ずるものとされている。

2、法第32条各号の該当性。法第32条においては、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第1号）、「当該接続が当該他の電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第3号）と規定している。

また、法第32条第3号を受けた施行規則第23条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第1号）、「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（同条第2号）を接続請求を拒否できる正当な理由として規定している。

本件においてドコモは、施行規則第23条第1号及び法第32条第2号に当たると主張し、生活文化センターからの接続請求を拒否していることから、その該当性について検討する。

(1) 施行規則第23条第1号の該当性。生活文化センターは、データ通信サービス、音声サービス、ショートメッセージサービス及びメールサービスをフルラインで提供するとしており、第1の1のとおり、ドコモに対し6種類の接続を求めている。

これらの接続をすべて実現する場合、同社が接続に関し負担すべき金額のうち月々の網使用料としては、少なくとも約2,196万円が必要であり、また、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金としては、少なくとも約8億円が必要である。

これらの金額は、同社の運転資本等の規模を著しく上回っている。また、同社が提供を予定している電気通信サービスから月々の網使用料を支払うために十分な収益を短期的に得ることができるとは認められない。さらに、同社の資金の調達先等は未定としていることなどから、借入れや増資等の手段により接続に関し負担すべき金額を支払うことができると判断することはできない。

以上のとおり、生活文化センターが求める6種類の接続を行う場合には、当該接続に関し負担すべき金額の支払いを同社が怠るおそれがあることは否定できず、施行規則第23

条第1号の該当性は認められる。

(2) 法第32条第2号の該当性。電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、法第32条第2号の「利益を不当に害するおそれ」に係る該当性を認める場合は、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できることが求められる。

ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と密接な関係がある生活文化センターと接続した場合、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を受けブランドイメージが大きく損なわれること及び生活文化センターが勧誘した代理店からの苦情や損害賠償の申立てが行われることにより、ドコモの利益を不当に害するおそれがあると主張している。

当該主張については、生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長が一定の関係性を有することは認められるが、同社長が関係する企業や主導する企業と取引をしている他の企業がドコモの主張するような風評被害を受けたなどの事実は示されていないこと及び生活文化センターの代理店の応募については決定されたものではなく、現在、ドコモが指摘した同社ホームページでの代理店募集は行われていないことから、現状では、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもってドコモに相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できる事実があるとまでは認められない。

以上のとおり、現状においては、本件接続によりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、法第32条第2号の該当性を認めることはできない。

(3) 以上により、施行規則第23条第1号の該当性は認められるが、法第32条第2号の該当性は認められない。

第3、結論。当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当であると判断する。

以上でございます。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。ただいまの答申書の(案)の内容につきまして、議決したいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【龍岡委員長】 よろしいですか、特に御異議はございませんでしょうか。

それでは、本案を確定し、総務大臣に答申することといたします。

## <議題(2)「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について【公開】>

【龍岡委員長】 続いて、議題の2は、電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂について

てです。事務局から説明をお願いします。

【清水調査官】 それでは引き続き、私から説明をさせていただきます。マニュアルにつきましては、資料の2-1、それから資料2-2でございます。本体は資料2-2でございます。大部でございますので、分冊になっております。これを全部、事細かく御説明するというのは、時間の関係もございますので、避けさせていただきます。資料2-1に改訂理由、改訂内容をまとめてございますので、ここれに基づいて御説明させていただきたいと思います。

この電気通信事業紛争処理マニュアルでございますけれども、電気通信事業者間における紛争の円滑な解決に資するために、平成13年に当委員会が発足したときから、策定をしているものでございまして、主に事業者団体、それから関係する事業者などに配付しております。今まで、ほぼ毎年改訂をしてきておりまして、今回が第9版ということになります。今回の改訂に当たりましては、事務局でまず案を作成し、委員及び特別委員の皆様にご覧いただき、その御意見も踏まえ、取りまとめたものでございます。

まず、改訂理由でございますけれども、前回の改訂、これは第8版ということになります。平成20年11月に公表しておりまして、それから一年半以上が経過いたしました。前回の改訂後に当委員会で取り扱ったあっせん事例、それから審議・答申事例、これを追加するという必要があったということと、新たに総務省が策定、または改正した電気通信設備の接続等に関するガイドラインを盛り込む等の必要があるため、今回改訂を行うこととしたものでございます。

次に、改訂内容でございます。大きな1点目でございますけれども、前回の改訂後に当委員会で取り扱いました、あっせん事例及び審議・答申した事例を追加をさせていただいたということでございます。具体的には、昨年度あっせん申請があった①から③の事例。①は、関西ブロードバンドからあっせん申請があったもの。②は、ナインレイヤーズからあっせん申請があったもの。③は、生活文化センターからのあっせん申請事案でございます。この3件の事例及び④の西日本電信電話株式会社に対する総務大臣の業務改善命令につきまして、諮問を受けて審議・答申した事例、以上の4点を追加をさせていただいたものでございます。これらはすべてマニュアルの第2部の「事例集成」に記述を加えております。記述の仕方については、年次報告と同様の記述ぶりにしてございます。

それから、大きな2点目でございますが、2ページ目を御覧いただきたいと思っております。前回の改訂後に、総務省が電気通信回線設備の接続等に関して、新たに作成したガイドラインを追加するとともに、改正されたガイドラインの変更もさせていただいたものでござ

います。具体的には①と③のガイドラインを新たに盛り込みまして、②、④につきましては、従前からあったものでございますけども、改正が行われましたので、その改正内容を盛り込んだものでございます。

それから最後に、その他の見直しということで、4点の見直しを行っております。まず、「序」の見直しでございますけども、従前「序」はマニュアルの一番最初に入っていたもので、ここには「制度の沿革」を記述しておりましたけども、事業者など部外の方にはあまり必要性がないということで、部内用のみに掲載することに変更まして、新たに「電気通信事業紛争処理委員会の機能」それから「本マニュアルについて」を記述をいたしました。

それから2点目でございますが、構成の見直しということです。当委員会で策定しておりますマニュアルということ念頭に置きまして、従前は、電気通信設備の接続とか、他人の土地・工作物の使用など「紛争の場面」ごとに制度の解説を行っていたものを、あっせん・仲裁、審議・答申などの「委員会の機能」ごとに制度の解説を行う形に変更をさせていただきます。

それから3点目でございますけども、記述の見直し及び資料の現行化でございます。これまで、あっせんの対象となる協定・契約を文章で書いておりましたが、非常にわかりづらいところがあったので、そういうものを表にまとめるなどして、わかりやすい形に直させていただくとともに、委員名簿、委員会の活動状況の現行化を図らせていただきました。併せまして、電波法などの関係法令の改正を反映させるとともに、今まで訓令ということで載せておりませんでしたけれども、電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規程を今回掲載することとしたものでございます。

それから最後に、4点目は事例集成の構成の見直しでございます。本マニュアルでは、当委員会で取り扱った紛争事例をすべて掲載してきておりますが、今までは「時系列」ということで取り扱った順番に並べておりましたが、紛争を抱えておられる方から見れば、自分が抱えている紛争と似た事例を探すということが当然あるわけでございまして、「時系列」よりも、「紛争の内容」ごとに分類する形に変更したほうが、よりわかりやすいということで、同様の事例をまとめまして、探しやすくなるよう整理をしたものでございます。

以上、大まかでございますけども、マニュアルの改訂について御説明をさせていただきました。

**【龍岡委員長】** 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かありますでしょうか。

【富沢委員】 事例集がわかりやすくなったような気がします。

【龍岡委員長】 そうですね。事例の並べ方を変更して、より使いやすくなりましたね。

よろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、以上をもちまして、議題2を終了とさせていただきます。

### <議題(3) その他【公開】>

次いで、議題3はその他ということですが、事務局から何かありますか。

【植松上席調査専門官】 次回の会議については、別途、調整をさせていただき、御連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【富沢委員】 15日に委員会開催予定として日程確保の連絡をもらっていますが、開催しないということですね。

【植松上席調査専門官】 そうです。

【龍岡委員長】 委員会の予備日として確保をお願いしていた日ですが、この日は、開催しないということですね。

【植松上席調査専門官】 はい、そうです。

### <閉会【公開】>

【龍岡委員長】 その他、委員の方から何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

—以上—